

第5回 FCJウェビナー Q&A 第三弾

No.	カテゴリー	質問	回答・参考URL
128	講演1 (欧州関連)	2024年3～6月のRACIによる「一部のPFASは、環境と人間の健康に更なる結論をもたらす可能性がある」という暫定的結論および「特定のPFASを規制の範囲から除外することは十分に正当化されていない」という考えが、今後のRAC/SEACにおけるPFAS評価の基調となる可能性はありますか？	RAC および SEAC の会議で合意された結論は、委員会が制限案全体（すべての使用セクターを含む）の評価を最終決定し、意見を採用するまでの暫定的なものとしてしています。
129	講演1 (欧州関連)	①RAC/SEACの審議スケジュールですが、missing use などのセクターも審議が必要とありますが、missing use の特定はどのように実施されるのでしょうか？パブコメのような意見提出する機会が与えられるのでしょうか？ ②エッセンシャルユースガイドランスの考察時のコメントで不用意にエッセンシャルユースを主張すると逆に不利になるとありましたが、どのようなロジックがお聞かせください。これまでエッセンシャルユースを主張するコメントをしてきましたが、その内容自体に不備があり、デメリットになることがないのか検証したいと考えています。	①今後のRAC/SEACの審議内容に関しまして、未公開部分に関しましてはわかりかねますので、今後の進捗状況をご確認ください。 ②安易なエッセンシャルユースの主張は、PFASの有害性を認めることとなる可能性があるためこのような説明をさせていただきます。
130	講演1 (欧州関連)	現時点では1回目のパブコメ提出後、あまり進んでいない印象なのですが、2回目のパブコメ提出の様な表現がございました。今度は、どのような内容に対しての提出が必要になりそうか、概要をご教示頂きたく、宜しくお願い致します。	ご認識のとおり、パブコメ数の多かったセクターで審議未定の分野も多く、審議が遅延気味です。この審議の中でSEAC/社会経済性評価委員会からの意見案に対してパブコメが可能なことについてかと思えます。この場合、SEACの意見案に対するパブコメになりますのでその意見案を確認してからになるかと思えます。
131	講演1 (欧州関連)	医療機器についての審議は、いつから開始されるのでしょうか？	現時点では医療機器セクターについてRAC/SEACの予定が公表されておりません。FCJとしては、引き続き動向を注視して行く予定です。
132	講演1 (欧州関連)	欧州REACH PFAS規制案についてRAC/SEACの審議状況につきまして、具体的な審議内容についての情報はございませんでしたが、FCJ会員会社様でRAC/SEACからの追加ヒアリングを受けたなど、何らかの動きはございませんでしょうか？ また、SEAC意見案の提出および第二回目のパブコメは未定ですが、PFOSやPFOA規制の際にどのような意見案が出されFCJ様としてパブコメをされたのかなど、事前にパブコメ準備することができる事項があれば教えていただくと助かります。	他社の状況につきましては、独禁法の観点から営業秘密にあたるためFCJでは把握しておりません。FCJでは、欧州PFAS制限案に関するパブコメ対応についてホームページに詳細を掲載しております（以下URL）。提出したパブコメはこちらにすべて掲載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。 https://cfcpj.jp/european-pfas-lp.html
133	講演1 (欧州関連)	EUでは個々物質について、規制を出している状況も見られるが、その他例えばPFHxA,ビスフェノールなどについても最新の情報があれば教えて下さい。	PFHxAについては、2024年10月にREACH規則の附属書XVIIにPFHxAが追加されました。詳細は付属書XVIIをご確認ください。規制対象の概要としては、一般向け繊維、皮革、毛皮、獣革、履物、食品向け紙、段ボール、化粧品、訓練/試験/公共消防用の消火薬剤(濃縮物含む)などが挙げられます。ビスフェノールAFについて、24年1月にCLP規則の付属書VI Part3の修正がされ、ビスフェノールAFは「生殖毒性；カテゴリー1B」に分類されました。
134	講演2 (米国関連)	EPAET新基準に於けるPFAS規制の対象物質はどのようになると考えられますでしょうか？	ドラフト案の定義としては少なくとも一つの完全にフッ素化された炭素を含む有機フッ素化合物となっております。ただしパブコメでも意見が出ており、今後変わる可能性もあるため、現時点では判断が難しいです。
135	講演2 (米国関連)	基本的事項の質問で恐縮ですが、米国連邦・各州PFAS規制につきまして、遵守義務者は米国内でPFAS規制対象物質を製造・輸入・流通させている企業であり、日本からPFAS規制対象物質を含んだ製品を輸出している企業に直接適用されないとの認識でよろしいでしょうか？	直接には米国での製造、輸入、販売している者が対象との認識でよいと思います。しかしながら、例えば、TSCA8条(a)(7)では、個別の化合物が開示されていない場合でも、知られている範囲または合理的に確認できる範囲で報告する義務があるとされていますので、サプライヤーへの問い合わせが増えるなどの影響が考えられます。その他規則、法案についても米国外のサプライヤーにも影響する可能性はあると思われれます。
136	講演3 (国連・日本関連)	C9-C21の次に検討されている物質は、どのようなものがありますでしょうか？	国連のストックホルム条約で、PFAS関連では、C9-C21以外で検討されている物質は現時点ではありません。
137	講演3 (国連・日本関連)	欧州委員会でPFASの規制強化が採択された場合、ストックホルム条約によるPFASの規制はいつ頃から始めるのがわかりません。予測でも構いませんのでご教示いただけますと幸いです。	欧州でのPFOAの規制化を例にすると、約2年後になっておりましたが、PFASに関しては、現在もECHAで審議されている状況ですので、予想できないことをご理解願います。
138	講演4 (PFAS規制化)	PFASに対する混乱において、PFOA,PFOS,PFHxAに関する問題がPFAS全体の問題として喧伝される状況に対し、FCJ様として何か対応策は検討されていますでしょうか？情報戦の問題かと思えますがいかがでしょうか？	ご指摘の点は、FCJでも問題視していて、日本のメディアとの面談を通じ、正確な情報発信をするようお願いしております。又、FCJのウェビナーやHPを通して、継続して正確な情報発信を強化して行きます。
139	講演4 (PFAS規制化)	我々が日常使用しているPTFE、PFA樹脂原料は安全なもの、という認識はしていますがそれを焼成、成型する際に発生するガス中に特定PFASとされるものが含まれているのか、調査分析する必要が今後出てくるのでしょうか？分解ガス中には含まれない、と否定されているのか、逆にガス中に含まれるものは規制の対象外となるのか、など今後明確になってくるのでしょうか？	ご質問のPTFEやPFA樹脂を加工する場合、その加工条件により特定PFASが発生する可能性はゼロではありませんので、調査することを推奨いたします。尚、特定PFASの発生を確認した場合は、規制の対象物質になりますので、ご注意をお願い致します。
140	講演4 (PFAS規制化)	各業界団体で、使用の可否を明確にいただくことは可能でしょうか？	ご依頼の可否を判断する基準がありませんので、現時点でFCJでは不可能です。但し、行政当局と科学的な判断が出来るよう、継続して取り組んで参ります。
141	全体	個々物質については、主要国でも規制を出している状況も見られるが、その他例えばPFHxA,ビスフェノールなどについても最新の情報があれば教えて下さい。	今後のFCJのウェビナーでPFAS関連物質に関し、最新情報を発信して参ります。尚、欧州のPFHxA規制に関しては、規制の官報が公表されましたので、下記をご確認願います。 又、ビスフェノールAFに関しては、欧州で規制案が取り下げられた後に、再提案の動きはありません。 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32024R2462&qid=1727139276264